一、一八四二の三、一八四二の四、一八四三、字権現沢一八五二の三、字新田久祢一八八八の一、一八八九の一、一八八九の二、一八九〇の一、一八九〇の二、一八九一の一、一八九二の一、一八九三、字新城一九〇七の一、一九〇八、一九一〇の一、一九一〇の二、一九一一、一九一二、一九一三の一、一九一三の二、一九一四、一九一五の一、一九一五の口、一九一六の一、一九一七の一、一九一八の一、一九一九の一、一九二〇の一、一九二一の一、一九二二の一、一九二三の一、一九二四の一、一九二五、一九二六、一九二七のイ、一九二七の口、一九二八から一九三〇まで、一九三一の一から一九三一の三まで、一九三一の五から一九三三の五から一九三三から一九三六まで、一九三八の一から一九三八の三まで、一九五二、一九五五の一、一九五六の一、一九六四の一、一九六五、字内山二〇二七の三四から二〇二七の四三まで、二〇二七の一〇〇、二〇二七の一〇二から二〇二七の一〇五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢山日向一八二二の一、一八二四の一、一八二四の四、一八三〇、一八三一、一八三三の一、一八三四の一から一八三四の三まで、一八三五の一、一八三五のイ、一八三五の八の一から一八三五の八の三まで、一八三六、一八三七、一八三八のイ、一八三八の口、一八三九のイ、一八四一、一八四四の一、一八四四の二、一八四五、一八四六の二、一八四六の三、一八四七、一八四九の一から一八四九の三まで、字狐塚一八四二の一、一八四二の三、一八四二の四、一八四三、字権現沢一八五二の三、字新田久祢一八八八の一、一八八八の二、一八九〇の一、一八九〇の二、一八九一の一、一八九二の一、一八九三、字新城一九〇七の一、一九〇八、一九一〇の一、一九一〇の二、一九一一、一九一二、一九一三の一、一九一三の二、一九一四、一九一五の一、一九一五の口、一九一六の一、一九一七の一、一九一八の一、一九一九の一、一九二〇の一、一九二一の一、一九二二の一、一九二三の一、一九二四の一、一九二五、一九二六、一九二七のイ、一九二七の口、一九二八から一九三〇まで、一九三一の一から一九三一の三まで、一九三一の五から一九三三の五から一九三三から一九三六まで、一九三八の一から一九三八の三まで、一九五二、一九五五の一、一九五六の一、一九六四の一、一九六五、字内山二〇二七の三四から二〇二七の四三まで、二〇二七の一〇〇、二〇二七の一〇二から二〇二七の一〇五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢山日向一八二二の一、一八二四の一、一八二四の四、一八三〇、一八三一、一八三三の一、一八三四の一から一八三四の三まで、一八三五の一、一八三五のイ、一八三五の八の一から一八三五の八の三まで、一八三六、一八三七、一八三八のイ、一八三八の口、一八三九のイ、一八四一、一八四四の一、一八四四の二、一八四五、一八四六の二、一八四六の三、一八四七、一八四九の一から一八四九の三まで、字狐塚一八四二の一、一八四二の三、一八四二の四、一八四三、字権現沢一八五二の三、字新田久祢一八八八の一、一八八八の二、一八九〇の一、一八九〇の二、一八九一の一、一八九二の一、一八九三、字新城一九〇七の一、一九〇八、一九一〇の一、一九一〇の二、一九一一、一九一二、一九一三の一、一九一三の二、一九一四、一九一五の一、一九一五の口、一九一六の一、一九一七の一、一九一八の一、一九一九の一、一九二〇の一、一九二一の一、一九二二の一、一九二三の一、一九二四の一、一九二五、一九二六、一九二七のイ、一九二七の口、一九二八から一九三〇まで、一九三一の一から一九三一の三まで、一九三一の五から一九三三の五から一九三三から一九三六まで、一九三八の一から一九三八の三まで、一九五二、一九五五の一、一九五六の一、一九六四の一、一九六五、字内山二〇二七の三四から二〇二七の四三まで、二〇二七の一〇〇、二〇二七の一〇二から二〇二七の一〇五まで

二　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡上松町大字小川二四一九のイの六一、二四一九のイの六二、二四一九のイの六五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡上松町大字小川二四一九のイの六一、二四一九のイの六二、二四一九のイの六五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び諏訪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡上松町大字小川二四一九のイの六一、二四一九のイの六二、二四一九のイの六五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　長野県上水内郡小川村大字瀬戸川字入七二一五の二、七二一六の二、七二一八、七二一九、七二二〇の二、七二二一の一、七二二二の二、七二二三の二、七二二五、七二二六、七二二七の一、七三〇五、七三〇六、七三〇八、七三〇九の一、七三〇九の二、七三一〇の一から七三一〇の三まで、七三一一の二、七三一二、七三一三の一、七三一四、七三六七の五、七三六九の二、七三七〇、七三七一、七三七三の一、七三七四の一、七三七五の一、七三七五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町読書二二八の四・二二九三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二二八八の三、二二八八の一九、二二八八の三五、二二八八の三八、二二八八の四〇、二二八八の四六、二二八八の四八、二二九三の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　長野県岡谷市川岸字上ノ林四〇三二、四〇九五、字塩坪四〇三三、字塩坪上の林四〇六七、字蛇ノ洞四〇七一の一、四〇七二、四〇七三のイ、四〇七三の八、四〇七四から四〇八一まで、四〇八二のイ、四〇八二の口、四〇八三から四〇八八まで、四〇八九のイ、四〇八九の口、四〇九〇から四〇九二まで、四〇九三のイの一、四〇九四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月十一日

農林水産大臣　**齋藤　健**